

## 令和4年度和歌山県内部統制評価報告書

和歌山県知事岸本周平は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

和歌山県知事岸本周平は、和歌山県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、和歌山県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「和歌山県内部統制基本方針」（令和2年3月31日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要がある事務（以下「内部統制対象事務」という。）に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

### 2 評価手続

和歌山県においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、内部統制対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。

### 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、和歌山県の内部統制対象事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

### 4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、次のとおりです。

- ① 道路照明灯等の電気契約に関する事務手続において、施設の移管に伴う契約変更等の必要な手続をしていなかったことによる不適正な事務処理を把握しました。当該不備については、事務手続を記載した手引書を作成し、関係職員へ周知徹底する等の再発防止策を実施しております。
- ② 虚偽の申請や申し立てにより、職員が超過勤務手当及び通勤手当を不正に受給しました。当該不備については、超過勤務の事前申請の徹底及び成果物の確認や綱紀粛正等の職場研修等の再発防止策を実施しております。

これらの運用上の重大な不備については、和歌山県行政に対する信用の低下を招いたものと考えております。

令和5年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、適正な事務の執行についての周知・徹底及びチェック機能の強化に取り組みます。

令和5年7月12日 和歌山県知事 岸本 周平